CO・OP 共済ご加入の皆さま

令和6年能登半島地震被害該当地区の組合員の方へ

この度の地震により被害を受けられた皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。 一日も早い復旧と皆さまのご健康を心からお祈り申し上げます。

ケガにより、ご入院やご通院をされた場合は、共済金のご請求が可能です。

また住宅や家財に被害があった場合、被害の程度により共済金・見舞金のお支払いができる場合がございます。詳細は、コープ共済ホームページまたは下記にご連絡ください。

※注 ご加入のCO・OP共済の商品によっては保障がない場合もあります。

ケガなどをされた場合

●《学生総合共済》《たすけあい》《あいぷらす》《ずっとあい》《新あいあい》にご加入の方

ケガの通院、入院・手術などが対象になります。※ご加入の商品によっては上記の保障がない場合もございます。

住宅や家財の損壊があった場合

地震を直接の原因として、住宅や家財の損壊があった場合、被害の程度によって共済金・見舞金がございます。

●《学生総合共済》《たすけあい》《あいぷらす》《ずっとあい》にご加入の方

居住している住宅および家財の損害額が20万円以上の場合、異常災害見舞金規則により見舞金をお支払いいたします。

全壊・全焼/半壊・半焼/流失50,000円一部壊・一部焼・床上浸水10,000円

- ※1世帯に1回のお支払いとなります。
- ※全壊・全焼/半壊・半焼/流失/一部壊・一部焼・床上浸水の認定は規則に沿って行います。
- ※《たすけあい》の一部のコースにある住宅災害共済金については、地震・津波・噴火による住宅災害は支払対象外となります。

【それぞれの商品によって基準が異なりますので、詳しくは下記までお問い合わせください。】

《学生総合共済 G1200 コース等》にご加入の方

0120-16-9431 月~土(祝日営業)9:00~18:00 ※年末年始休み

《生命共済 BF 型、AF 型等》にご加入の方

0120-335-770 月~土(祝日営業)9:00~18:00 ※年末年始休み

■災害に便乗した悪質商法や詐欺が多数発生しておりますのでご注意ください。

「共済金で代金は全額支払われる」「共済金請求を代行する」などといって修理の勧 **CO・OP 共** 誘を受けた場合は、その場で契約等に応じないでください。

